

標題

海事保安に関しての、IMOの第78回海上安全委員会での決定事項について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0604
発行日 2004年10月6日

各位

2004年5月12日から21日までロンドンのIMO本部において開催された第78回海上安全委員会 (Maritime Safety Committee = MSC)での議事について、以下のとおりご報告いたしますので、ご参考としていただければ幸いです。

1. 各国政府からの保安に関する情報提供について
IMO事務局より専用データベースを立ち上げたことの報告があった。(解説:専用URL (<http://www2.imo.org/ISPSCode/ISPSInformation.aspx>)でアクセスすることにより、各国毎に海事保安に関する担当部署の連絡先などを閲覧することができます。)
2. SSO Training
MSC/Circ. 1097の付属書パラグラフ17および19に述べてあるとおり、STCW条約およびSTCW Codeの改正が改正され、SSOの訓練および資格証明が定められるまでは、国際船舶保安証書(ISSC)をSSOがISPCコードB/13で定めるガイダンスにしたがって訓練を行ったことの証拠として受け入れることが同意された。(注:しかしながら日本など、旗国による独自の要件を課している場合もありますのでご注意ください)
3. CSO & PFSO Training
強制的な資格要件を作り上げるのはとりやめ、IMO Model Training Courseを考慮したガイドラインを作成することを今後の作業として継続することにした。
4. LRIT (Long Range Identification and Tracking)
沿岸から離れた洋上における船舶の識別および追跡装置については、SOLAS XI-2章で要求される新たな設備として提案されてはいるものの、基本的な機能(Securityに関する情報のみを提供、必要に応じ発信を停止、AISとのインターフェースは与えない)の合意に至ったにすぎず、詳細および具体的な規則案については今後IMOの技術的事項を扱う小委員会(NAVおよびCOMSAR)で議論されることになった。
5. SSAS (Ship Security Alert System)関連
 - (1) 情報の提供
上記1のデータベースにはSSASの通報に関する情報も含まれており、メンバーに対して一層の情報提供が求められた。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(2) 誤警報および遭難信号との二重警報

この取り扱いについては次回 MSC で本格的に議論することになったが、ひとまず MSC/Circ. 1109 で問題点だけが提起されている。

(注:同 Circular は

URL:http://www.imo.org/includes/blastDataOnly.asp/data_id%3D9532/1109.pdfよりダウンロードすることができます)

6. 船長を SSO として指定することについて

旗国および業界の一部に「船長は SSO にはなれない」という解釈がなされていることに対して、FSI 小委員会では ISPS Code の規定では船長を SSO と指名することを阻害しないという結論を下していた。MSC でもこの結論を支持した。

7. PSC のガイダンス

Technical Information No. 594 で紹介したとおり MSC. 159 (78)として Interim Guidance on control and compliance measures to enhance maritime security が採択されました。詳細は Technical Information をご覧ください。

(<http://sms.classnk.or.jp/ispshp/html/Japanese/TEC/T594j.pdf>)なお、同 Resolution は以下 8 で述べる MSC/Circ. 1111 にも再掲されています。

8. ISPS コードの要件を満たしていない港湾施設等に入港した船舶の対応など

MSC/Circ. 1111 として承認されました。テキストは以下の URL より入手できます。

(http://www.imo.org/includes/blastDataOnly.asp/data_id%3D9381/1111.pdf)

船舶に関する事項では、主要点は次のとおり。

- ISPS コードに適合していない船舶、港湾施設とインターフェースを取ったときの保安措置および手順

- DOS を交換する。
- CSO/SSO が PFSO と連絡を確立するために取った措置を記録として残す
- 本船がとった保安措置を残すため、一方的な保安措置 DOS を発行
- DOS に記載された保安措置を実施
- 実施した措置を CSO に報告し、また、CSO を通じて主官庁に報告
- CSO に次港の PSC Officer に対して、これら問題点および船舶が取った措置を報告するよう依頼

- 港湾施設保安に関する懸念事項

まず PFSO に連絡をとり、DOS を交換するなどの措置をとることを勧告している。

- 造船所関連

- Port Facility に含まれるかは、個別に締約政府が判断。Port Facility に含まれる場合には PFSO (港湾保安職員)を配置し、港湾施設保安計画を港湾施設保安評価に基づき作成、承認を受ける必要がある。
- 建造中の船舶は関連する条約証書が発給されるまで「船舶」とは考えられない。船舶の保安は造船所の責任となる。
- 船舶が完成して ISSC の発給をうけたならば、造船所が港湾施設であるか否かを問わず、SSP の運用対象となる。

(次頁に続く)

- 修理・改造のための入渠中の扱いについては、旗国の判断に委ねる。
- 公試中の取扱いは当該期間中の登録国の方針による。関連国によりある程度の保安手段を求められることがありえる。
- 過去 10 港分の記録について
この記録の備え置き要求は 2004 年7月1日以降の分であるという解釈が明確にされた。

9. Receipt and distribution of security alert

MSC/Circ. 1110 が承認されました。テキストは以下の URL より入手できます。
(http://www.imo.org/includes/blastDataOnly.asp/data_id%3D9381/1110.pdf)

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 情報センター 安全管理システム部
住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)
Tel.: 043-294-6935
Fax: 043-294-7206
E-mail: smd@classnk.or.jp